

基準 8 - 2 地域利便施設

指定路線区域の沿道に面して地域利便施設を建設する場合の基準は、申請の内容が次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請地は、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。
 - ア 申請地は、指定路線区域に面し、当該道路に 30 m 以上接していること。
 - イ 申請地は、指定路線区域端からの距離が 250 m 以下の区域内にあること。ただし、敷地の一部がその区域外であっても、敷地の状況及び周囲の状況に応じて一体的かつ連続的に利用することが合理的であり、かつ、周辺環境を害するおそれがないと認められる場合は、この限りでない。
 - ウ 申請地の面積は、5 ha 未満であること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、申請地は、農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域を含まないものであること。
- (3) 建物は、大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗であること。ただし、建築基準法施行令第 130 条の 5 の 3 に規定する店舗、飲食店等を含むことができる。
- (4) 建物の高さは、10 m 以下であること。
- (5) 店舗に供する部分の床面積の合計は、10,000 m² 以下であること。
- (6) 当該施設は、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に適合するものであり、大規模小売店舗立地法に基づく手続きが終了する旨の通知があったものであること。

1 指定路線区域については、指定路線区域位置図参照

2 平成 17 年 3 月 30 日経済産業省告示第 85 号

大規模小売店舗立地法第 8 条第 3 項に規定する公告があった後、前橋市宅地開発指導要綱に基づき関係各課と事前協議を行うこと。

建築基準法施行令第 130 条の 5 の 3 で規定する店舗、飲食店等（例）

- (1) 物品販売業を営む店舗（専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）又は飲食店
- (2) 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
- (3) 洋服店、畳屋、建具店、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合には、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）
- (4) 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合には、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）
- (5) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
- (6) 銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗

本基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。